

# 「第12次三重県交通安全計画」について

## 計画策定の趣旨

三重県交通安全計画は、「交通安全対策基本法」により策定を義務付けられている都道府県計画であり、国の交通安全基本計画に基づき、県内における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの

昭和46年度以降、11次にわたる三重県交通安全計画を策定し、国、関係機関・団体が一体となって、交通安全対策を推進

## 現状と課題

### 現 状

#### 【1 道路交通の安全】

○令和7年中の交通事故死者数は59人で、令和7年までに55人以下とする目標は達成できなかった（令和6年は46人で過去最少）

○令和7年中の交通事故重傷者数は486人で、令和7年までに400人以下とする目標は達成できなかった

#### 【2 鉄道交通の安全】

○鉄道事故における乗客の死者数はゼロであり、目標（0人）を達成見込み

○鉄道運転事故の死者数は令和2年度（12人）と比較し、減少傾向

#### 【3 踏切道における交通の安全】

○踏切事故の件数は、近年横ばいで推移しており、令和7年度までに令和2年度（6件）と比較して約1割削減をめざすとする目標は達成できなかった（令和7年度は8件発生（暫定値））

### 課 題

#### 【1 道路交通の安全】

◆高齢者の死者数が全死者数の約6割と高い水準にあること、歩行中・自転車乗用中の死者数が全死者数の4割を超えていることなどの交通死亡事故の特徴を踏まえ、関係機関と連携した交通事故防止対策を推進していく必要がある。

#### 【2 鉄道交通の安全】

◆運転事故の多くは人身障害事故と踏切事故であることから、利用者等が関係する事故を防止する必要性が高まっており、各種の安全対策を総合的に推進していく必要がある。

#### 【3 踏切道における交通の安全】

◆踏切事故防止対策を総合的かつ積極的に推進していく必要がある。

## 第12次三重県交通安全計画の概要

### ◎計画期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

### ◎基本理念

- ・交通事故のない社会をめざして
- ・歩行者等を優先した交通安全思想
- ・少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

### ◎目標の設定

#### 【1 道路交通の安全】

##### <基本目標>

- ・交通事故死者数（令和12年までに50人以下）

| R3年 | R4年 | R5年 | R6年 | R7年 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 62人 | 60人 | 66人 | 46人 | 59人 |

- ・交通事故重傷者数（令和12年までに360人以下）

| R3年  | R4年  | R5年  | R6年  | R7年  |
|------|------|------|------|------|
| 497人 | 491人 | 532人 | 470人 | 486人 |

##### <個別目標>

- ・自転車および特定小型原動機付自転車の人身事故件数（令和12年までに300件以下）

| R6年  | R7年  |
|------|------|
| 324件 | 332件 |

#### 【2 鉄道交通の安全】

- ・列車の運転による乗客の死者数（0人）
- ・鉄道運転事故全体の死者数（減少）

#### 【3 踏切道における交通の安全】

- ・平均踏切事故件数（「令和3～7年度」比約1割削減（令和8～12年度））

## 具 体 的 な 交 通 安 全 施 策

### 1 道路交通の安全についての対策

#### 【今後の道路交通安全対策を考える視点】

- ・高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
- ・子どもの安全確保のための環境整備
- ・歩行者の安全確保のための意識変容
- ・自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
- ・外国人の交通安全対策の推進
- ・特定小型原動機付自転車をはじめとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進
- ・生活道路における歩行者等の安全確保
- ・先進技術の活用推進
- ・交通実態等をふまえたきめ細かな対策の推進
- ・地域が一体となった交通安全対策の推進

#### 【講じようとする施策】

- 1 道路交通環境の整備
  - ・生活道路等における歩行者等優先の安全・安心な歩行空間の整備
  - ・高齢者等の移動手段の確保・充実
- 2 交通安全思想の普及徹底
  - ・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
  - ・自転車の安全利用の推進
  - ・新しい小型モビリティの安全対策
- 3 安全運転の確保
  - ・外国人運転者対策の強化
  - ・飲酒運転防止対策の充実 ※三重県独自項目
  - ・自動運転等の安全の確保と支援
- 4 車両の安全性の確保
- 5 道路交通秩序の維持
- 6 救助・救急活動の充実
- 7 被害者等支援の充実と推進
  - ・自転車損害賠償責任保険等への加入促進 ※三重県独自項目
  - ・交通事故被害者等支援の充実強化
- 8 調査研究の充実

### 2 鉄道交通の安全についての対策

#### 【今後の鉄道交通安全対策を考える視点】

- ・重大な列車事故の未然防止
- ・利用者等の関係する事故の防止

#### 【講じようとする施策】

- 1 鉄道交通環境の整備
- 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- 3 鉄道の安全な運行の確保
- 4 救助・救急活動の充実
- 5 被害者支援の推進
- 6 鉄道事故等の原因究明と事故等防止

### 3 踏切道における交通の安全についての対策

#### 【今後の踏切道における交通安全対策を考える視点】

- ・それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

#### 【講じようとする施策】

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進
- 2 踏切道の統廃合の促進
- 3 踏切保安設備等の整備および交通規制の実施
- 4 その他踏切道の交通の安全および円滑化等を図るための措置